

# 広報川崎

2月10日

第566号

毎月10日・25日  
福岡県速賀郡  
水巻町発行



みんな元気で

2月3日は節分、ここ第一保  
育園でも、4日に楽しい豆まき  
が行われました。

とじて保存しましょう

## 健康相談の 場所が変更

2月18日に開催の「1歳  
6カ月児健康相談」と「母子  
手帳の交付」場所は、「新  
庁舎 101会議室」から「新  
庁舎1階の健康相談室」に  
変更となりました。

## 役場新庁舎2月12日から業務開始

役場新庁舎がこのたび竣工し、2月12日（火）から業務を始めます。  
なお、新庁舎への電話切替え工事を2月11日に行いますので、一時電話が  
通じない時があります。ご協力をお願いいたします。

☆ 今月の税金 ☆

固定資産税（4期分） 納期限2月28日まで

# 割賦販売法が改正されました

クレジット、月賦あるいは分割払いと一般に呼ばれている割賦関連取引のトラブルから消費者を守るため「割賦販売法」が改正され、十二月一日から施行されました。改正の主な内容について説明しましょう。

債権会社などによるクレジットカードなどについても割賦販売法が適用されることになりました

従来、商品の売り手(販売者)と買い手(消費者)の間の割賦販売取引については、消費者保護規定が適用されていましたが、債権会社などが介在する割賦購入あっせん(図参照)には適用されていませんでした。

今回の改正によって新たに適用される主な消費者保護規定には、次のようなものがあります。



## ①取引条件の表示—消費者が

商品を購入する際、業者は現金価格、割賦価格、手数料などを表示する義務があります

②書面の交付—業者は、契約書に割賦価格、分割回数などを記載して消費者に渡す義務があります

③クーリングオフ—消費者は一定期間内であれば、無条件で契約の申し込みを撤回したり、解除することができます(訪問販売の場合のみ)

## 2

消費者は、債権会社などに対しても支払いを拒むことができるようになります

商品が届かない、商品にキズがあるのに債権会社などから支払い請求がくる、といったトラブルが多くなっています。このような場合、債権会社などに対して支払い請求を拒否することができるようになります。(四万円以上の商品のみ)

## 3

多重債務者の発生を防止する規定が新設されました

消費者が、その支払い能力を超えて商品を買ひ、返済できなくなるというような事態を防止するための規定です。

販売業者や債権会社などは、消費者に対し、過剰な信用供与(支払い能力以上に販売契約をする)をすることになりません。

これにより、多重債務者(複数の業者に対し自己の支払能力以上に債務のある)の発生を防止しようというものです。

## 4

クーリングオフのできる期間が延長されました

訪問販売による割賦販売などの場合、クーリングオフ期間が四日から七日に延長されました。

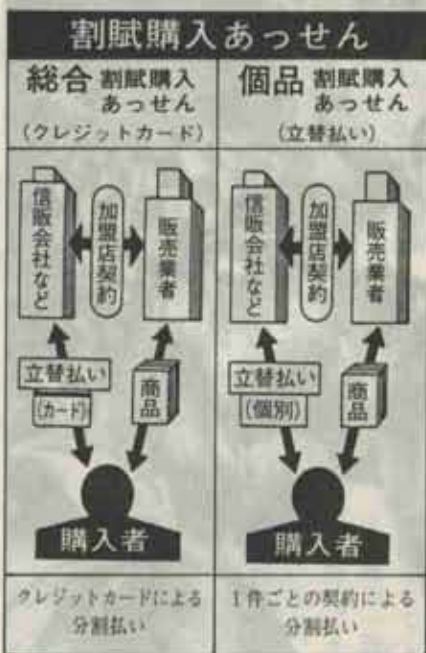
## 5

指定商品が追加されました

割賦販売法では、規制の対象となる商品を法令で定めています(指定商品制度)。

従来の指定商品は、耐久性のあることが主な条件でしたが、今回の改正によって、トラブルの増えている消耗品についても法令で指定することができるようになりました。

新たに消耗品として、いわゆる「健康食品」、「コンドーム」および「化粧品」が追加されました。



「商品」が指定され、また追加要望の強かった「印章」も追加され、一層の消費者保護が図られています。

以上が、改正された割賦販売法の主な内容ですが、トラブルを防ぐには、何にもまして、契約書をよく読み、納得した上で契約書にサインすることが大事です。契約は慎重に。

## ばとの相



子供が一歳六カ月位になると、ワンワン、ニャンニャンなど身近な動物を指さして言えるようになります。二歳になると簡単な会話が出来ます。子供の発達はいくつかの段階を経て成長していきます。今、こぼが「おせい」とか「まない」とか「おらつきがない」とか、そんな心配をされているお母さんはいませんか? 次のとおり、療育センターから言語専門の先生を招いて、こぼの相談を開催いたしますのでご利用ください。

▽日時 2月18日(月) 午後2時  
▽場所 役場「健康相談室」  
▽申込み 役場健康対策係に電話で予約ください。

申告と納税相談日程

月日	時間	場所	地区名	税務署職員来庁日
2月18日(月)	9時~16時	役場101大会議室	おかの台、高尾団地	
2月19日(火)	・	・	旗末、松栄荘団地、水巻苑	2月19日
2月20日(水)	・	・	吉田一、吉田三、緑風園団地 短添町住	2月20日
2月21日(木)	9時~16時	・	二町住、下二町住、吉田団地	
2月22日(金)	・	・	鯉口団地、鯉口分譲、猪熊町住、立屋敷、伊左座、みずほ団地、仏社宅	
2月25日(月)	9時~16時	・	高松団地	2月25日
2月26日(火)	・	・	樋口、下二	2月26日
2月27日(水)	・	・	梅ノ木団地、猪熊	2月27日
2月28日(木)	・	・	美吉野団地、八、古賀、新生街、古賀団地	
3月1日(金)	9時~16時	・	二、入江興産、林住宅、吉田二、二野間住、サニーニュータウン、吉田イワセ町住	
農業所得のある人				
3月4日(月)	9時~16時	役場101大会議室	古賀、樋口、猪熊	3月4日
3月5日(火)	・	・	立屋敷、伊左座、二、下二	3月5日
3月6日(水)	・	・	吉田一、吉田二、吉田三、旗末、八	3月6日

※土地、建物を売った人(譲渡所得)は3月4日・5日におこし下さい。

住民税と国保税

の申告は

3月15日まで



税の申告はじまる

住民税と国民健康保険税の申告の時期がやって来ました。次の日程で申告と納税相談を行いますので、該当される方は、必ず申告をしてください。  
なお、前号で譲渡所得の申告を三月四日・五日・六日となつていましたが六日は行いませんのでご注意下さい。

- ① 外交員、ホステスなど自由業者
- ② 家賃など不動産により生計されている人
- ③ 大工、左官業者
- ④ 日雇など日給者
- ⑤ 年金、恩給を受けている人
- ⑥ 給与所得者で住民税を給与から天引されていない人

申告をしなければならぬ人

所得税の確定申告を提出しない人も、次の方は住民税・国保税の申告をしてください。

- ① 自営業者
- ② 農業者

持参するもの

- ① 59年中の所得のわかる資料
- イ、年金・恩給支払通知書
- ロ、源泉徴収票
- ハ、収入状況のわかる帳簿
- ニ、給与支払明細書
- ② 国民健康保険税領収書
- (役場納税係で交付します)
- ③ 国民年金支払証明書
- (役場国民年金係で交付します)
- ④ 生命保険支払証明書
- ⑤ 印鑑
- ※わからないことがありましたら、役場税務課・課税係に連絡してください。(電話101・四三三二)

譲渡所得の申告をお忘れなく

土地や家財などを売ったときの利益(譲渡所得)に対しては、所得税がかかります。

この譲渡所得については、売渡した譲渡があった年の翌年の二月十六日から三月十五日までの間に、所得税の確定申告と納税をすることになります。この所得税の確定申告が期限(三月十五日)に遅れますと、無申告加算税などがかりますので、必ず期限内に確定申告をしてください。

また、自分の住まいを売ったときの不動産貸付業、駐車場業、コンサルタント業及びデザイン業の四業種が、新たに個人事業税の課税の対象となる事業として追加されています。このうち不動産貸付業と駐車場業については、一定の基準により事業に該当するかどうかを判定することになります。詳しくは若松財務事務所直

個人事業税についてお知らせ

税課(第七六一・四〇二五)におたずねください。

なお、個人事業税の納期は、「八月」と「十一月」の二回となっており、納税義務のある方には毎年八月中に財務事務所から納税通知書が送付されますので、期限までに必ず納めてくださるようお願いいたします。

# 小雪降る中で出初式



降りしきる雪の中、力強く行進する  
水巻町消防団



地区の催しものを  
お知らせ下さい。

新春を飾る、恒例の「遠賀郡四町の  
消防合同出初式」が小雪降りしきる一  
月十三日、遠賀町の総合運動公園で勇

壮に開かれました。

出初式には三百四十一人が参加、小  
雪に視界を阻まれるなかで、団員によ  
る力強い分列行進や小隊訓練、郡消防  
署によるスノーケル、はしご車操作な  
どが行われ、中でも水巻町消防団は一  
糸乱れぬポンプ操作を発表、観衆の盛  
んな拍子を受けました。また、表彰式  
には消防活動に貢献のあった団員や一  
般の方々が表彰されました。

当町関係の受表彰者は次のとおりです

福岡県知事表彰

感謝状—入江雅人

福岡県消防協会会長表彰

○金馬廉 水巻町消防団

○永年勤続—(20年)入江雅人 (15

年)増田博己、坂口健治、上田信幸

(10年)臼井秀雄

○優良団員—増田壽、宮崎開造、秋田

忠雄、木下芳治

○防火消防施設、宣伝の普及改善功勞

者—水澤一子(一般者)

○消防事務担当者—嶋田幸次

福岡県民火災共済組合理事長

表彰

○分団 水巻町消防団第五分団

消防協会遠賀支部長表彰

増田博己、出利兼博

消防団長表彰

宮川静雄、梯和利、立山博清、安永  
安夫、宮崎雄介、小出水清高、間野  
敬彦、福山勲、経塚慶次、中田清孝

## ポンプ車操作法を披露



白い息をはずませ  
一糸乱れぬポンプ  
操作の実技をする  
水巻町消防団



寒さにふるえながら  
観賞も大変だ。

## 少女バレー交流大会

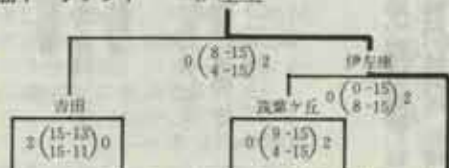
◇伊左座が優勝◇

少女バレーボール交流大会が一月二  
十七日、直方市体育館で開かれ、伊左  
座チームが優勝しました。

直方市、福岡市をはじめ、筑豊地区  
から二十チームが参加。白熱した試合  
が繰りひろげられました。決勝戦では  
伊左座と吉田の水巻勢同士の対戦、伊  
左座が吉田を下し、今年初の対外試合  
を制して幸先のよいスタートを切りま  
した。今年も伊左座旋風が巻き起る  
か楽しみです。



●決勝トーナメント 伊左座



吉田(水巻) 彦塚(伊左) 山田(福岡) 筑紫ヶ丘(福岡) 伊左座(水巻)

# 町内の剣豪60名が熱戦

## — 剣道選手権大会 —

一月二十七日肌寒い冬空の下、武道館では町内から中学生以上の剣士六十名が参加して、第五回目の水巻町剣道選手権大会が開かれました。

熱戦の結果は次のとおりです。

【中学生の部】

優勝 古川 宏(机)

準優勝 木谷公祐(机)

【女子の部】

優勝 池水キクミ(須末北)

準優勝 井出敏子(猪熊)

【三段以下・40歳未満の部】

優勝 唇戸徹彦(高松団地)

準優勝 小野礼一(吉田ノ二)

【同・40歳以上の部】

優勝 武谷繁三(須末北)

準優勝 木谷長男(古賀)

【四段以上・40歳未満の部】

優勝 黒木三郎(上二)

準優勝 清水明徳(高松団地)

【同・40歳以上の部】

優勝 尾崎重二(高松団地)

準優勝 滝口 泉(伊左座)



烈しい闘(つば)競合を展開一気魄の入った試合が繰り上げられました。

忍びよる  
「白い粉」  
の恐怖



白い粉——覚せい剤の恐ろしさについて、あなたはどのくらいご存じですか。暴力団など一部の人たちだけのものと思っていないですか。

ところが、覚せい剤は、わたしたち一般市民の生活をじわじわと脅かしつつあるのです。現に、昨年、覚せい剤事犯の検挙者は1,267人。覚せい剤の中毒者による通り魔殺人や放火など、凶悪な犯罪や悲惨な事故が後を断ちません。特に最近では、覚せい剤が青少年や主婦層にまで広がっており、その被害は家庭や職場にまで忍び寄ってきています。

わたしたちの生活を恐怖のどん底におとし入れるこの白い粉を、何としても追放しなくてはなりません。そのためには、皆さん一人一人の自覚と協力が何よりも大きな力になるのです。

### ☆覚せい剤で

悩んでいる人、知ってる人

ホワイトテレホン 691-0331

# 水巻チーム4年ぶり優勝

## — 郡内四町対抗駅伝 —

一月二十七日肌寒い冬空の下、第三十三回遠賀郡四町対抗駅伝大会が、遠賀町において開かれました。

参加したのは十チーム、六十名。

二六・四の六区間で白熱した競いとなりました。水巻町チームは、山本渡君(南中)が区間賞を取る活躍を果すなど全員が健闘し、四年ぶりに大会新記録で優勝しました。

なお、二月十日宗像市で行われる福岡県対抗青年大会に岡部正美さん(猪熊)と仲野裕之さん(吉田ノ三)が出場します。

### 【大会の結果】

▽一位 水巻町A(安恒、那須、山本岡部、為近、仲野チーム)

1時間27分10秒

▽二位 芦屋町A 1時間27分15秒

▽三位 遠賀町A 1時間28分21秒

## 愛の贈物

### ○水巻町商工会婦人部

年末に開いたチャリティーバザールの基金を寄付されました。町では新庁舎の備品購入費に充てさせていただきます。

### ○岡 滝子さん(立扇敷)

水墨画の個展開催を記念して、金一封を寄付されました。町では身障者センターの備品購入費に充てさせていただきます。

## 卓球選手権大会を開催

- ◇日時 2月17日 午前9時30分開会
- ◇会場 水巻町「町民体育館」
- ◇競技種目
  - 一般男子(単・複)
  - 一般女子(単・複)
 } 中学生以上
- ◇参加申込み
  - 当日(9時~9時30分)会場です受けます



大会新記録で四年ぶりに優勝を果した水巻チームの選手。

▽四位 岡垣町A 1時間29分32秒



## ミニカーも 普通自動車免許 が必要です。

道路交通法施行令及び道路交通法施行規則の一部が改正され、今年の二月十五日から施行されることになりました。この改正により、現在、原動機付自転車とされている総排気量50cc以下21cc以上の三、四輪車、いわゆる「ミニカー」は施行後、普通自動車となり運転するには普通自動車免許が必要となります。

このため経過措置として、大型特殊免許、自動二輪免許、原付免許を有し50ccミニカーを運転している方は、二月十五日から八月十四日までの間(六か月間)、ミニカー限定普通免許試験を受けることができます。なお、この免許を取得しないと八月十五日以降は運転できません。

## 住民票の写しを二百円に

— 交付手数料を一律百円引き上げ —

改正後の各種証明の料金は、下表のようになります。

役場窓口で交付している住民票の写しや印鑑証明、所得証明などの交付手数料を四月一日から一律百円引き上げることにしました。

五十八年四月から、戸籍の謄本・抄本が、二百円から三百円に改正されています。これは全国統一の料金です。

これに合わせ、水巻町でも六年ぶりに交付手数料を改正するものです。

### 督促手数料を百円に

税や水道の使用料を期限内に納付しない人に督促状を送付しますが、この督促手数料も四月一日から督促状一通につき現行七十円を百円に引き上げられます。

項目	内容
試験の実施	期間 昭和60年2月15日から昭和60年8月14日までの6か月間
	実施日 毎週火曜日、受付8時30分～9時
	場 所 北九州自動車運転免許試験場
	手数料 試験手数料 1,500円 交付手数料 1,100円
受験資格	施行の際、現に大型特殊免許、自動二輪免許又は原付免許を受けており、かつ、ミニカーの運転に従事している者(身体に障害のある方が乗っている原付の三・四輪車も含まれます)

※受験者は、必ず事前に折尾警察署交通科係(691-0331・内線261)におたずねください。

## 新しい手数料

- 印鑑に関する証明.....1部 200円
- 身分に関する証明.....1部 200円
- 住民票の写.....1部 200円
- 戸籍附票の謄抄本.....1部 200円
- 税務に関する証明.....1部 200円
- 印鑑登録証(再登録の場合のみ)1部200円
- 営業に関する証明.....1部 200円
- 住民基本台帳、課税台帳、  
字図その他公簿の閲覧.....1件 200円
- その他の証明.....1部 200円

## 身体障害者の 集団見合を開催

### 福岡県身体障害者福祉相談所では、次のとおり申込み者のつどい(集団見合)を、開催します。

- ▽日時 3月3日 午前10時30分から
- ▽会場 福岡市中心障害福祉センター(福岡市中央区長浜二丁目二一八)
- ▽申込期限 2月23日まで
- ▽申込先 福岡県身体障害者福祉相談所(福岡市中央区二丁目二二三 福岡県社会福祉センター内 室〇九二七五一一三三三九)へ。

## 定時制・通信制 の生徒募集

働きながら高等学校教育を受けたい人のために、公立高校の定時制課及び通信制課程では、次の要領で生徒募集を行います。

- 〔定時制課程〕
- ▽願書受付 2月18日・2月25日正午
- ▽学力検査 3月13日(水)
- ▽学校名 門司、小倉南、小倉西、戸畑中央、若松、八幡中央、鞍手(水巻町周辺の学校名です)
- 〔通信制課程〕
- ▽願書受付 3月30日・4月9日
- ▽合格発表 面接と書類審査により随

## 鯉口分譲住宅を販売

福岡県住宅供給公社の「鯉口団地分譲住宅」購入者を、次のとおり先着順で受け付けております。

- ▽募集戸数 4戸
- ▽譲渡価額 2,057万円・2,415万円
- ▽土地面積 平均258㎡(約78坪)
- ▽建物面積 平均104㎡(約31坪)

※お問い合せ、お申込みは、福岡県住宅供給公社事業課(室〇九二七一一三三三二)へ、おたずね下さい。

## スナップ写真を

### さしあげます！

1月15日、町民会館で行われた成人式のスナップ写真を無料でさしあげます。写真は「めがねの大学堂」(西鉄バス水巻駅前バス停の前)ショーウィンドーに掲示してあります。ちょっと、のぞいて見ては、いかがですか——あなたの写真もあるかも。

※詳細については、県教育庁指導第一部指導第一課におたずねください。(室〇九二七五一一三三三二)

時合格者を決定します。合格者名 條修樹

身体障害者を対象

県職員採用試験

▽受付期間 2月4日～2月16日

▽職 種 一般事務 六人

▽受験資格 身体障害者福祉法第15条

に定める身体障害者手帳の交付を受

け、その障害の程度が一般から四級

までの者で、①自力により通勤がで

き、かつ、介護者なしに職務の遂行

が可能な者 ③昭和30年4月2日か

ら昭和42年4月1日までに生まれた

者 ④福岡県内に住所を有する者

⑤活字印刷文による出題及び口頭

による面接試験に対応できる者 ⑥日

本国籍を有する者 ⑦地方公務員法

第16条に該当しない者

▽受験手続

水巻町職員採用試験

(学校用務員)

▽採用職名

学校用務員 若干名

▽受験資格

①昭和20年4月2日から昭和30年4

月1日までに生まれた、通勤可能

な男子。

②日本国籍を有し、地方公務員法第

16条に該当しない者

▽申込み先及び期間

(1)申込み先

水巻町役場総務課人事係

(2)受付期間

2月18日から3月2日まで

申込み用紙は、遠賀福祉事務所

にあります。郵送を希望される方は、

県人事委員会任用課(福岡市博多区

東公園七十七)へ、返信用封筒を同

封して申込みください。

※詳しいことは、県人事委員会任用課

(兼〇九二一六四一―三三八三)へ

お問い合わせください。

戦傷病者の乗車券  
引換証の請求受付

戦傷病者手帳を持っておられる方は

昭和六十年度の乗車券引換証交付の請

求受付を次のとおり行います。

▽受付期間 2月15日～2月28日

▽受付場所 役場社会課民生係

▽持ってくる物

・戦傷病者手帳 ・印かん

愛の贈物

香典返しとして次の方から社会福祉

協議会にご寄贈がありました。

▽下二 故・小田テール殿

小田安宏殿

故・山田今朝一殿

山田ヒデ殿

故・香月水太郎殿

香月一三殿

故・江藤キマ殿

江藤正彦殿

〇二 故・藤崎ア子殿

藤崎国明殿

故・入江重雄殿

入江廣一郎殿

〇古賀 故・村田ミツエ殿

村田利夫殿

▽申込み方法

申込み用紙を水巻町役場総務課人

事係で交付を受け、必要事項を記入

して提出ください。郵便による受付

等はいたしません。

▽試験日

〇第一次試験 3月10日(日)

〇第二次試験 3月下旬ごろ

※この試験についてのお問い合わせは、

役場人事係(兼二〇一四三三三)まで

お答えします。

ネズミ退治をしましょう



ネズミは、農作

物や食品を食べ

荒らすほか、各種

疾病を媒介するな

ど、私たちの生活に多大な影響をおよ

ぼしています。

繁殖力が強いのは、ネズミ類という

言葉があることから分かります。例

えば、種類によっては一度に二十匹近

くも産むことがあり、その子も五

十日前後で成育して、また子どもを産

む。ネズミの数は、都市ではほぼ

各隣組で取りまわすので、組長さんが役

いわれています。

ネズミは、年間を通じて生息し、特

に三月～五月と九月～十二月に繁殖し

行動が活発になります。このため、一

ネズミ退治は、二月、八月が

適当な時期といえます。

今年も、二月一日から二月二十八日

まで、県下一斉に「地域ぐるみの防除

運動」を展開します。

☆毒エサを配布します

毒エサを無料で配布いたしますので

各隣組で取りまわすので、組長さんが役

場環境衛生係においで下さい。

元気な赤ちゃん



中島 千弘ちゃん

昭和59年4月26日生

(和明子)さんの長女

私、10カ月目、少し太りすぎなのでも、ハイハイも速いし、元気はつらつ。パパが大好き、お風呂も一緒。千弘ちゃん愛らしく、やさしい娘に育ってね……母より。

(おかの台団地1棟)



猿渡 弘章くん

昭和59年3月26日生

(清正生)さんの長男

おしゃべりや早い歩きが上手になってきました。探検好きで、気のやさしいおっとりした子です。友達のことを思いやる優しく、賢い子に育てたいものです。

(頃末西平苑)

# ふるさと探訪

わたしたちのふるさととは、炭坑と深いつながりをもった町です。昭和9年三好鉱業所までの炭坑について、みなさんに紹介していきます。

## 水巻昔ばなし

### —キツネの恩返し—

ヤマには、キツネと犬を殺してはならないという迷信がある。これは大正時代の梅ノ木炭坑での話であるが、ついでにここで書くことにする。

当時の梅ノ木には、小さなヤマが三カ所にあった。共稼ぎをして正直者で通っていた与吉とせつは、そのヤマのひとつで働いていた。ある日の夕方、坑内からあがってきた二人は赤ん坊に乳を飲ませるために、帰り道を急いでいた。ところが道のそばでキツネの悲しい鳴き声がしたので、二人で聞のなかをすかしてみると、母キツネが足を鉄砲で撃たれて動けなくなっているのに、子キツネが無心に母キツネの乳を飲んでいるのを見た。可愛想に思った二人は、親子のキツネを抱いて帰って介抱したが、母キツネの傷が深かったのか、のちには乳がまったく出なくなってしまった。幸いせつに乳があったので、わが子と一緒に乳を飲ませて可愛がっていたが、二、三カ月もすると母キツネの傷はいえて子キツネも大きくなって、夜には親子で外へ出て遊ぶようになった。そのうち親子のキツネはいつ山へ帰ったのか、与吉とせつが坑内へさがっている間に、姿がみえなくなってしまう。

それから二、三日した夕方、与吉の納屋にひとりの少女が訪ねてきた。

「わたしは、わけあって親もとを離れてきた者です。食事だけでよいですから、しばらく子守に雇ってください。お願いします。」

## 石炭物語 ⑧



二人は、たいへん喜んでそうすることにした。ところがその娘は働き者で子守はもちろんのこと、食事の仕度から拭き掃除に至るまで手かけて、のちには坑内へ赤ん坊を連れて行って、せつの乳を飲ませるようになった。

ある朝のこと、夫婦で坑内へさがる仕度をしていると、子守が言った。

「わたしは、きのう乳をもらいに坑内へいったとき、坑のなかで鬼火をみました。不思議に思っ、て今朝早く坑内をのぞいて見ましたところ、やはり鬼火が燃えているのを見ました。これは坑内で不吉なことがおこる前兆ではないかと思えます。どうか今日は仕事を休んでください。」

夫婦は不思議に思ったが、そこは縁起をかつぐ坑夫のこと、これを聞くと仕事へ行く気にもなれず、その日は休むことにした。

ところが翌すぎになって、ヤマの方で急を知らせる半鐘がなり出した。みんなが坑口の方へ走っ

ていくので、与吉とせつも走っていくと、ヤマは水没して坑内は水でいっぱいであった。聞けばヤマの横の池がばれて坑内に水がはいって、なかにいた二十数人の坑夫はみな助からなかったという。これを聞いて二人は、今朝のことを思い出した。

「おれたち夫婦は助かったのだ。それもあの子守のおかげで……。」

急いで納屋へ帰ってみると、赤ん坊は昼寝をしていたが、子守の姿はみえなかった。近所の人に尋ねたところ事故のあったころ、裏山の方へ登っていったという。二人はハッとされた。

「あの子守は子キツネではあるまいか、きっと母キツネの言いつけで子守に化けて、助けにきてくれたのだ。そういえば親子のキツネがいなくなると、すぐ子守がきた……。」

二人はキツネの恩返しに涙を流して喜んだ。それから、夫婦で家のなかにお稲荷さまを祭って、毎日、拜んで仕事に出ていったという。この物語は与吉の近所で子供のころに住んでいた人の話であるが、ある日、坑夫と縁のないお稲荷さまを祭っているので与吉に尋ねたところ、この話をしてくれたという。もともとキツネと子守は偶然の一致であったのかも知れない。しかし与吉夫婦は、キツネが助けてくれたものとかたく信じていたという。

なお史料によれば大正九年(一九二〇)、梅ノ木炭坑で死者二十八人の浸水事故があったので、そのときのことであったのかも知れない。いま、そのときの赤ん坊は水巻町に住んでいるというが、その人が今もお稲荷さまを祭っているかどうかは、聞きもらってしまった。

(文) 水巻町郷土史研究会 会長 柴田貞志